

学校適正配置に伴う遠距離通学者対応スクールバスについて

【利用料金】

▽学校統廃合による遠距離通学児童への支援のため、無料とする。

【スクールバス利用基準】

▽文部科学省の示すスクールバス導入検討の基準は4 km以上であるが、本市として、3 km以上の児童から乗車してもらうものとする。〔最低利用距離：3 km〕

<考え方>

- ・文部科学省が示すスクールバス導入等を検討すべき小学校の通学距離の基準は、「4 km以上」であること。
ただし、文部科学省では地域の実情に応じて基準を設定することが可能としている。
- ・本市の利用基準としては、令和4年度現在の全児童の通学距離の平均値、今後の市全体の学校適正配置実施計画を踏まえた将来的なスクールバス台数及び運行経費を考慮し、最低利用距離を3 kmとする。

【運用方針】

▽通学距離が3 km以上の遠距離となる児童は、原則乗車してもらう。

▽通学距離が3 km未満の児童でも、通学班の構成や通学の安全確保が必要な場合等の理由により乗車定員内において乗車を可能とし、その場合の利用者は保護者及び学校間で相談する。

▽雨の日のみ等のスポット的な乗車は認めない。

▽添乗員について

- ・教育委員会の方針として、児童が社会生活を送る上で必要な「生きる力」を養うため、添乗員は配置しない。

▽乗車場所は、乗降の安全を考慮し、地区の公民館や公共施設などの一定のスペースを確保できる場所を設定し、該当児童は自宅から乗降場所に集合して乗車または降車することとする。